

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和4年3月7日(2022.3.7)

【公開番号】特開2020-157548(P2020-157548A)

【公開日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2020-040

【出願番号】特願2019-57891(P2019-57891)

【国際特許分類】

B 41 J 11/70 (2006.01)

10

【F I】

B 41 J 11/70

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月25日(2022.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体の搬送方向と交差する第1方向へ第1の刃先を向けた第1刃と、前記第1方向の逆方向である第2方向へ第2の刃先を向けて、前記第1方向への移動と前記第2方向への移動とが可能であり、前記第2方向へ移動することにより、前記記録媒体を、一部を切り残して切断する第2刃と、

前記第2方向において前記第2刃よりも前方に位置して前記第2刃と共に移動し、前記第2刃が、前記記録媒体を切断する位置よりも前記第2方向において後方に位置する場合に、少なくとも一部が前記第1の刃先よりも前記第1方向へ突出する位置、もしくは、前記第1の刃先と同じ位置、であるガイド位置に在るガイド部と、を備えることを特徴とするカッター装置。

【請求項2】

前記第2刃と前記ガイド部とは一体の部材により形成されている、ことを特徴とする請求項1に記載のカッター装置。

【請求項3】

前記第2刃と前記ガイド部とにより、前記記録媒体を通過させる穴であって全周が閉じた穴を形成する、ことを特徴とする請求項2に記載のカッター装置。

【請求項4】

前記第2刃と前記ガイド部とは別体の部材であり、前記ガイド部は、前記ガイド位置を移動の開始位置とする前記第2方向への移動の期間および、前記ガイド位置を移動の終了位置とする前記第1方向への移動の期間は、前記第2刃と連結して前記第2刃と共に移動する、ことを特徴とする請求項1に記載のカッター装置。

【請求項5】

前記第1刃および前記ガイド部は第1構造体に配置され、前記第2刃は第1構造体とは別の第2構造体に配置され、前記第2構造体は前記第1構造体に対する姿勢を変更可能である、ことを特徴とする請求項4に記載のカッター装置。

【請求項6】

請求項1～請求項5のいずれかに記載のカッター装置を備えることを特徴とするプリンタ。

40

50